

# 広島県危機対策本部員（重大な動物感染症）会議次第

日時：令和4年12月16日（金）午前8時00分から

場所：北館第1会議室

## 1 開 会

## 2 内 容

（1）高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認について

（2）疑似患畜の確認後の防疫措置について

（3）その他

## 3 閉 会

# 高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の発生状況について

令和 4 年 12 月 16 日 8 時 00 分時点  
広島県危機対策本部

## 1 農場概要

- (1) 所在地 世羅郡世羅町
- (2) 飼養状況 採卵鶏 約 120,000 羽飼養

## 2 これまでの経緯

- (1) 12月15日(木)
  - 10:15 農場から東部畜産事務所へ飼養鶏の死亡羽数が増加している旨の通報あり
  - 12:10 東部畜産事務所, 現地立ち入り
  - 13:30 現地で簡易検査実施, 13羽中10羽A型インフルエンザ陽性を確認
  - 16:40 西部畜産事務所で遺伝子検査等の病性鑑定開始
  - 21:00 広島県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策会議開催
- (2) 12月16日(金)
  - 0:30 13羽中13羽遺伝子検査でH5亜型の遺伝子を確認
  - 6:00 県は非常体制に移行し, 危機対策本部設置
  - 7:00 消毒ポイント運営開始
  - 8:00 本部員会議を開催
  - 8:30 国が疑似患畜と判定, プレス発表(予定)

## 3 防疫措置の内容

- (1) 現地防疫作業動員数  
県職員 642 名/日 (12月16日~)
- (2) 防疫措置 12月16日(金) 8時30分開始
- (3) 消毒ポイント  
12月16日(金) 7時運営開始

	消毒ポイント名	消毒方法	運営時間	運営主体
1	せらにし青少年旅行村	動力噴霧機	24時間	県
2	三次市三和支所	動力噴霧機	24時間	県
3	世羅町せらにし支所	動力噴霧機	24時間	県
4	東広島市福富支所	動力噴霧機	24時間	県

- (4) 制限区域の設定  
12月16日(金) 移動制限及び搬出制限区域を設定予定

#### 4 制限区域内の養鶏農場数及び飼養羽数

制限区域	農場数	飼養羽数
移動制限区域（3 km以内）	2	約 321,000 羽
搬出制限区域（10 km以内）	12	約 2,800,000 羽

#### 5 その他

##### （1）情報提供

###### ア 県庁HP

発生状況や防疫作業の進捗情報、本部員会議資料等を随時情報発信

###### イ マスコミへの情報提供

毎日の防疫措置の進捗を午前・午後計2回提供予定

##### （2）県危機対策支部等への派遣

中国四国農政局

(案)

(問い合わせ先)  
令和4年12月16日  
広島県農林水産局  
担当者：向井  
内線：3502  
電話：082-513-3502

## 世羅町における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について（第1報）

令和4年12月16日

畜産課

12月15日、世羅郡世羅町の採卵鶏農場において、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ」が疑われた事例について、PCR検査の結果、H5亜型の遺伝子が確認され、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分及び通行遮断、移動制限区域の設定等、必要な防疫措置を開始することとしました。

### 1 農場の概要

- (1) 農場所在地 世羅郡世羅町
- (2) 飼養状況 採卵鶏飼養農場（規模 約120,000羽）

### 2 経緯

- (1) 12月15日（木）10時15分頃、当該農場において、死亡鶏が増加した旨、東部畜産事務所が通報を受け、農場立入検査を実施。
- (2) 同日、13時30分に東部畜産事務所が当該農場において、鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、A型インフルエンザ陽性を確認。
- (3) 同日、15時40分に当該農場から西部畜産事務所へ検体を搬入し、遺伝子検査（PCR検査）を開始。
- (4) 当該遺伝子検査（PCR検査）の結果、H5亜型の遺伝子が確認され、12月16日8時30分に農林水産省により、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定。

### 3 今後の対応方針

県では以下の防疫措置を開始します。

- (1) 発生農場：飼養家きんの殺処分、汚染物品等の処理等及び消毒
- (2) 周辺農場：移動制限の実施

移動の制限：鶏等の家きん、病原体を広げるおそれがある物品等を対象とし、当面発生農場を中心とした区域で実施。

移動制限区域（3km以内）2農場 飼養羽数 約321,000羽

搬出制限区域（10km以内）12農場 飼養羽数 約2,800,000羽

- (3) 消毒ポイント：制限区域境界付近に消毒ポイントを設置し、準備が整い次第、車両消毒を開始。場所は別紙のとおり。

#### 4 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉, 家きん卵を食べることにより, 人に感染した例は報告されていません。
- (2) 発生農場周辺での取材は, 本病のまん延を引き起こすおそれがあること, 農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから, 厳に慎むよう御協力をお願いします。特に, ヘリコプターやドローンを使用するの取材は, 防疫作業の妨げとなるため, 厳に慎むようお願いいたします。

なお, 消毒ポイント番号2の三次市役所三和支所での消毒作業等の状況を取材可能とします。

取材可能時刻は, 13時から15時とします。

これ以外での取材は厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

- (3) 今後とも, 本件に関する情報提供に努めてまいりますので, 生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように, 御協力をお願いします。

## 消毒ポイントリスト

別紙

○消毒ポイントの詳細

令和4年12月16日 7:00現在

	消毒ポイント名	設置場所	消毒方式	運営時間	備考
①	せらにし青少年旅行村	世羅町世羅町黒川527-14	動力噴霧器	24時間	
②	三次市三和支所	三次市三和町上板木38-4	動力噴霧器	24時間	
③	世羅町せらにし支所	世羅郡世羅町小国3393	動力噴霧器	24時間	
④	東広島市福富支所	東広島市福富町久芳1545-1	動力噴霧器	24時間	